

仕様書

1 委託業務名

佐賀市観光プロモーション用ウェブサイト制作業務

2 目的

本市の四季、観光スポット、日常の風景など、本市の観光プロモーションに使用する写真等の撮影を行い、それらを素材として用いた観光ウェブサイト（以下、「ウェブサイト」という）を制作して、プロモーションを実施することで、本市の観光の魅力を発信して認知度向上を図り、観光客などの来訪の増加につなげるため。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

(1) ウェブサイト制作

① 基本設計

- ・サーバー及びドメインは新規に手配すること。
- ・ウェブサイトは、機能を追加実装することが可能な設計とすること。
- ・スマートフォン対応は必須とする。

② 構成、デザイン

- ・サイトのTOPページに、写真とキャッチーなコピー（写真を説明する体験タイトル）をセットにしたタイルを一覧にすることで、直感的に佐賀市での観光体験の楽しさを伝え、視覚情報から体験したいスポットを探ることができるデザインとすること。
- ・ワイヤフレームは別添資料を参考とし、将来的に、TOPページからサーチ機能等を追加できるようにすること。

③ 掲載素材（トピック）の選定

- ・本委託業務で撮影した写真等を用いるほか、市所有の写真等から市と協議の上、15点以上を選定する。
- ・選定にあたっては、「佐賀市民の視点では当たり前に見落としがちだが、市外の方にとっては実は魅力的に映るものや体験」という観点から、佐賀市民が共感し、また市外の人々がその土地を訪れて体験したくなるような魅力が伝わるものとする。

④ 写真等撮影（一部動画を含む）

- ・起用するフォトグラファーを提案すること
- ・撮影にあたっては、体験・食・工芸品・祭り・イベント・観光スポット、日常風景等を、「佐賀市民の視点では当たり前だが、市外の方にとっては実はキャッチーで興味関心を引く日常風景」を意識して表現し、その土地

での生活や風習が持つ独自性や親しみやすさを写真に反映させること。

- ・撮影スポット（別紙）については、随時市と協議の上、決定するものとする。
- ・モデル起用については、原則不要だが、より効果が見込めると判断した場合は、起用する。
- ・バルーン（熱気球）及びバルーンフェスタの撮影には、臨場感を出すため、必要に応じて動画撮影を含めること。
- ・その他、動画の方が効果的に情報発信できるものについては、市と協議の上、動画撮影を含めるものとする。

⑤記事制作

掲載する素材（トピック）ごとに記事を制作する。

記事内容は、市内に暮らす市民の日常的な実感や共感を得られる内容とし、かつ観光客に向けて旅行意欲が向上するよう、親しみやすさや「ここに行きたい」といった感情を喚起させる魅力や楽しさが伝わるものにする。

(2) 話題化、情報拡散

- ・ウェブサイト公開にあたっては、話題化できるよう、タイミング等の具体的な方法を提案・協議の上実施すること。
- ・ウェブサイトへのリーチが最大化できるよう、各年齢層等に応じたSNSやメディア等効果的な発信方法により、話題になるような仕掛け・企画を実施すること。

(3) 効果測定

SNSやメディア等での情報拡散により話題化された成果を測る具体的な方法を提案・協議のうえ実施すること。

(4) その他

上記記載の内容のほか、見積金額の範囲内において、委託業務目的達成のために有効な取り組みがあれば積極的に提案すること。

5 納品

(1) 納品日

令和7年2月28日

※ウェブサイト納品後も契約期間は引き続き撮影等を行い、更新等の対応ができるようにするものとする。

(2) 納品場所

佐賀市経済部観光振興課マーケティング推進室

6 著作権等

- (1) 受託者は、納品した成果品について、受託者が有する著作権法（昭和45年法

律第 48 号) 第 21 条から第 28 条までに規定する著作権を成果品の納入とともに市に無償で譲渡するものとする。

(2) 受託者は、納品した成果品について、著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する著作者人格権を行使しないこととする。

(3) 受託者は、市に無償譲渡する著作権を市以外の第三者に譲渡しないこととする。

(4) 成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「原著作物等」という。）が含まれる場合には、受注者は当該原著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行い、権利を有する第三者から成果物にかかる使用の許可及び事後についても権利の主張を行わない旨の許諾を得ておくこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、すべて受注者の責任において処理するものとする。

7 留意事項

(1) 本業務において制作されたコンテンツ（作成したデザインデータ等）は、市及び市が指定する者が作成・運営するウェブサイト、SNS、紙媒体及びデジタルサイネージ等において無償で二次使用が可能とすること。

(2) 委託業務の実施にあたっては、市の情報発信強化アドバイザー業務受託者、日常価値発信プロジェクト（仮称）デザイン監修等業務受託者からアドバイスを受けるものとする。

(3) 業務の履行にあたっては、市と十分な連携及び協議を図ること。

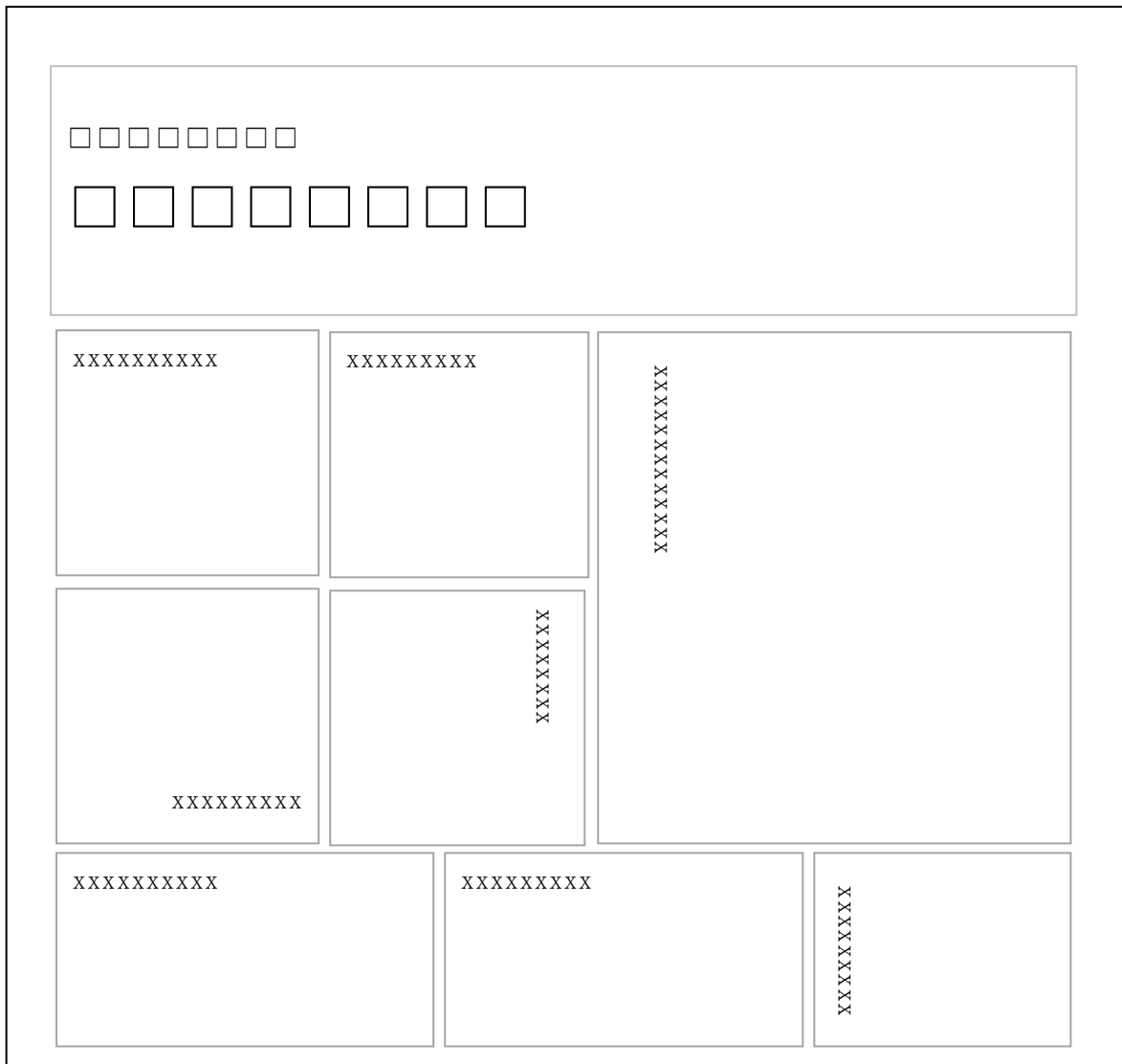
(4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、佐賀市と受託者が協議の上、処理するものとする。

(別紙)

撮影スポット

1	インターナショナルバルーンフェスタ
2	佐賀平野（田園風景・麦秋）
3	有明海の干潟
4	古湯・熊の川温泉
5	三瀬高原観光農園・どんぐり村
6	道の駅大和・そよかぜ館
7	巨石パーク
8	肥前名尾和紙
9	神野公園こども遊園地
10	中央マーケット
11	佐嘉神社・松原川
12	自転車（徐福サイクルロードなど）
13	筑後川昇開橋
14	佐賀海苔
15	シシリアンライス
16	佐賀牛
17	佐賀の銘菓
18	佐賀ラーメン
19	恵比須巡り
20	佐賀城下ひなまつり
21	その他、随時市と協議して選定する

TOP ページ



サーチ機能

